



# 始まります！ 税の申告受付

【詳細】 市民税課市民税係 ☎ 381-1012

## 受付会場と日程

会場	日程	受付（開場 8:45）	受け付けする申告
江別市民会館 21 号室	2月6日(休) ~ 3月16日(月) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く	9:00 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00 3月16日(月)は 15:00 まで※1	● 住民税申告 ● 確定申告の一部※2
大麻集会所 (市役所大麻出張所 2 階)	2月3日(月)・2月4日(火) 来場者が多い場合は、途中で受け付けを終了することがあります。	9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 16:00	● 住民税申告 確定申告は受け付けできません

※1 確定申告は 3 月 16 日(月)までです。それ以降は市役所では受け付けできませんので、札幌東税務署へご相談ください

※2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます

会場	日程	相談受付時間（開場 8:30）	受け付けする申告
札幌東税務署※3 (札幌市厚別区厚別東 4 条 4 丁目 ☎ 897-6111)	2月17日(月) ~ 3月16日(月) 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く (2月24日(月)、3月1日(日)は受け付けます)	9:00 ~ 16:00 ※混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります	● 確定申告 住民税申告は受け付けできません

※3 2月14日(金)以前は会場を開設していません。また、申告に関する質問や必要書類の確認は電話でも受け付けます

## 申告に必要なもの

### 共通

#### ① 印鑑



#### ② マイナンバーカード

※マイナンバーカードを取得していない場合は、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

#### ④ 控除に関する書類

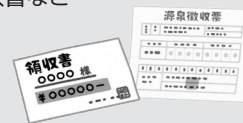
- 前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書
- 前年中に支払った国保税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各種控除証明書、口座振替済通知書や領収書（国保税・介護保険料の口座振替済通知書は 1 月中旬頃発送の予定）
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

#### ③ 申告者名義の預貯金の口座番号（還付申告者のみ）



#### ⑤ 前年中（平成 31 年 1 月～令和元年 12 月）の収入金額、経費などを証明できる書類

- 源泉徴収票、領収書など



### ▶ 医療費控除を受ける方 上記①～⑤のほか、次のとおり。

#### ◎ 医療費控除の明細書（任意の様式でも可）

医療を受けた人、病院・薬局などの名称、医療費区分、医療費の合計、補てんされる金額を、**事前に記入してください。**生命保険から受けた保険金や高額療養費などで補てんされた分は差し引いてください（入院など該当する部分から差し引いてください）。

**※平成 29 年分の申告から領収書の添付が不要となりました。**

※医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付すると、明細の記入を省略できます。医療費通知に載っていない月の分は明細に記入することで申告できます。

※令和元年分までの申告については、医療費の領収書の添付または提示により申告することもできます。

#### ◎ 6 か月以上寝たきりでおむつを使用している場合

- ・ 1 年目/領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。
- ・ 2 年目以降/領収書および市の介護保険課（本庁舎 1 階 14 番窓口 ☎ 381-1067）が発行する「主治医意見書の内容確認書」

#### ◎ 医療機関への交通費

公共交通機関分（バス、JR、地下鉄など）は医療費の明細書に合計金額を記入してください（領収書不要）。タクシーは、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。

### ▶ 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方

- ・ セルフメディケーション税制の明細書
- ・ 適用を受ける年分で、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類（インフルエンザの予防接種の領収書など）

※通常の医療費控除との併用はできません

**確定申告が必要な方**

**【給与収入のある方】**

- 給与収入で所得税が差し引かれていないが、年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年の途中退職者など）
- 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除を受ける方（入院・通院で医療費がかさんだ方など）
- 給与所得者で給与以外に20万円を超える所得がある方
- 平成31年1月～令和元年12月までの給与収入が2千万円を超える方
- 2か所以上の会社から給与を受けた方

**【寄附をした方】**

- 定められた団体に2千万円を超える寄附をして、寄附金控除を受ける方
- ※6か所以上の自治体によるさと納税をした方
- ※5か所以内の自治体によるさと納税し、ワンストップ特例制度を利用していない方

**【公的年金収入のある方】**

- 公的年金収入が合計400万円を超える方
- 公的年金収入が合計400万円以下で、それ以外に20万円超の所得がある方
- ※公的年金収入が400万円以下でそれ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告不要ですが、左記に該当する方は確定申告が必要です。

**住民税申告が必要な方**

- 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）
- 公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金以外の所得がある方
- 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方
- 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方
- ※札幌東税務署では住民税申告は受け付けていません

**年金収入400万円以下でも確定申告が必要な方がいます**

年金収入400万円以下でも下記に該当する方は確定申告を行う必要がありますので注意してください。

- 所得税の還付を受ける方  
⇒ 札幌東税務署、市民会館で申告
- 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方  
⇒ 札幌東税務署で申告（市民会館で申告できません）

※確定申告の必要がなくても、住民税申告を行うことで住民税が減額になる場合があります。

**市民会館で受付できない確定申告**

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 給与収入があり特定支出控除を受ける方
- 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方
- 不動産貸し付けで収入のある方
- 配当収入（株式など）申告を行う方
- 土地や建物、株などを売り収入を得た方
- 災害・盗難などで一定額以上の被害にあった方
- 更正請求や修正申告を行う方
- 退職金の申告を行う方

**札幌東税務署からのお知らせ**

【詳細】 札幌東税務署 ☎ 897-6111

**申告書にはマイナンバーの記載を**

マイナンバーを記載した申告書を提出するときは、申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族などは不要）。

**インターネットで確定申告ができます**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、e-Tax送信または印刷し郵送で提出できます。

**いつでもどこでもスマホで申告！**

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業などの雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がりました。

**e-Tax での手続きがより便利に**

- **マイナンバーカードを利用する方法**  
マイナポータルまたはe-Tax ホームページからログインするだけで、申告書などのデータが送信できます。
- **ID・パスワードによる方法**  
税務署で本人確認のうえ発行される「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードを使うことで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができます。

**納税は便利な振替納税をご利用ください**

振替納税口座振替日  
所得税、復興特別所得税：4月21日(火)  
消費税、地方消費税：4月23日(木)

**確定申告よくある質問**



国税庁ホームページでは、確定申告時期に問い合わせの多い質問と一般的な回答、申告の際に誤りの多い事例を掲載しています。確定申告の際の参考にしてください。

国税庁HPはこちらから



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/qa/01.htm>

# 事前準備は済んでいきますか

## 医療費控除

平成31年1月～令和元年12月に支払った医療費などが10万円（所得200万円未満の場合は所得の5%）を超えた場合、超えた分を医療費控除として申告できます。※対象となる医療費の詳細は札幌東税務署へお問い合わせを。

なお、申告に必要な医療費控除の明細書は、必ず来場前に計算し、作成してください。事前準備していない場合、会場で作成してもらうため受け付けに時間がかかる場合があります。

【医療費は還付されません】  
医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

【詳細】市民税課 ☎381-1012

要介護認定を受けている方の  
**障害者控除**

基準日（令和元年12月31日時点）に、左記の要件を満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」（無料）を申告の際に添付することで、障害者控除の対象になります。

「障害者控除対象者認定書」の発行は、江別市役所西棟1階介護保険課14番窓口で行っています。

【要件】  
●65歳以上の方で要支援2または要介護1～5の認定を受けている方

【詳細】  
介護保険課審査相談係  
☎381-1067

空き家の譲渡所得  
**特別控除特例**

相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した際に、確定申告で「被相続人居住用家屋等確認書」（無料）を添付することで、空き家の譲渡所得特別控除特例の対象となり、相続した空き家や土地を譲り得た所得から3千万円まで控除される場合があります。

「被相続人居住用家屋等確認書」の発行は、江別市役所1階資産税課8番窓口で行っています。

※市民会館では受け付けできませんので、札幌東税務署で申告してください。  
【詳細】資産税課 ☎381-1404



そもそも  
**控除って何？**

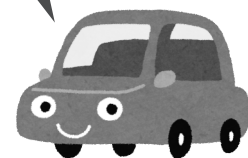
「控除」とは差し引きすることです。  
たとえば、皆さんの所得に対して課税される『住民税』に当てはめると、納税義務者が必要書類を添えて申告をすることで、所得から控除額が差し引かれ、課税対象額が減少し税額も減ります。  
控除によって、かかる税金が少なくなる仕組みになっています。

# 軽自動車税の税率 13年経過した軽自動車は割増に

初めて車のナンバー指定（車両番号指定）を受けてから13年を経過した軽4輪自動車など（電気自動車などは除く）には「経年重課税率」が課されます。税率は表のとおりです。

【詳細】市民税課税制係  
☎381-1012

令和2年度は登録年月が  
**平成19年3月以前**  
の軽自動車対象です。



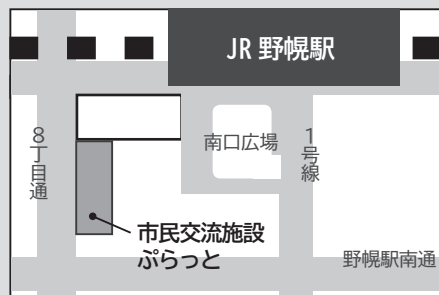
区分	税率（年税額）		
	登録年月（*）		登録年月（*） から13年経過 【経年重課税率】
	H27年3月以前 ＜旧税率＞	H27年4月以降 ＜現行税率＞	
3輪（660cc以下）	3,100円	3,900円	4,600円
4輪以上 乗用	営業用	5,500円	6,900円
	自家用	7,200円	10,800円
4輪以上 貨物用	営業用	3,000円	3,800円
	自家用	4,000円	5,000円

（\*）登録年月＝その車が初めて車両番号の指定を受けた年月です。  
車検証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。



## 鉄南地区センター内 証明交付窓口が移転

野幌鉄南地区センター内証明交付窓口は、野幌駅南側にオープンした市民交流施設「ぶらっと」内に移転しました【受付】祝日 / 年末年始閉庁期間除く 月～金曜日 9:00～17:15



## 夜間証明交付窓口が 一部移転します

毎週火・木曜日に市役所本庁舎で開設していた夜間証明交付窓口が、次のとおり変更となります。

### ● 毎週火曜日

【場所】市民交流施設「ぶらっと」内証明交付窓口

### ● 毎週木曜日

【場所】市役所本庁舎 1階戸籍住民課

※いずれも開設時間は 17:15～20:00  
※祝日、年末年始閉庁期間除く

## 交付できる証明書等

【予約不要】住民票など住民基本台帳に関する証明、戸籍全部事項証明書など戸籍に関する証明、印鑑登録証明書、印鑑登録申請

【前日まで要予約】所得証明書 / 課税証明書 / 所得・課税証明書 / 納税証明書 / 土地家屋評価証明書 / 土地家屋公租公課証明書 / 軽自動車税納税証明書(車検用)  
※前日が祝日など閉庁日の場合はその前の閉庁日までに市民税課に予約。

※夜間証明交付窓口では住所の異動に関する届出、マイナンバーカードに関する手続きはできません。

【詳細】戸籍住民課 ☎ 381-1020  
市民税課 ☎ 381-1012

## 対象工事

### 1. 耐震改修

昭和 57 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅で、耐震改修工事で現行の耐震基準に適合していると証明された家屋。

### 2. バリアフリー改修

新築された日から 10 年以上経過した住宅で 65 歳以上の方または障がい者などが居住する一定のバリアフリー改修工事をした家屋。

### 3. 省エネ改修

平成 20 年 1 月 1 日以前に建てられた住宅で、窓の改修を含む改修工事が、現行の省エネ基準に適合していると証明された家屋。

※申告書提出後に現地確認します  
※いずれも工事費用(自己負担額)が 50 万円超のものが対象

家屋の住宅改修を行い、左記の要件を満たした場合、固定資産税が減額されます。  
※平成 31 年(令和元年)中に完了した工事については、令和 2 年度分の税額が減額とな

ります。  
※対象となる工事内容、必要書類及び減額適用期間は制度によって異なります。事前にお問い合わせください。  
【詳細】資産税課 ☎ 381-1404

# 住宅改修工事による 固定資産税(家屋)減額制度

申込期限  
3月31日(火)まで

※原則、工事完了後  
3か月以内に申告書  
と必要書類を提出し  
てください



## 不動産収入を申告する際は 固定資産課税明細書のご利用を



税務署で不動産収入を申告する際は、固定資産課税明細書をご利用ください。

各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書は、昨年 5 月に発送した「固定資産税・都市計画税納税通知書」に添付しています。

【詳細】資産税課 ☎ 381-1404

## 年金差し引きの 介護・後期高齢者 医療保険料の注意点

「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額と昨年 6 月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額を記入してください。

【詳細】医療助成課 ☎ 381-1403